「7月20日事件」追悼記念演説を巡る ドイツ・アイデンティティ

----東西冷戦下. 1954年から1979年まで----

古 川 裕 朗 (受付 2017年10月31日)

戦後のドイツがナショナル・アイデンティティを再構築してゆく上で、とりわけ重要な役割を果たしたのは、過去の反ナチ抵抗運動であった。複数ある反ナチ抵抗運動の中でも、逸早く(西)ドイツ政府が目をつけたのが「7月20日事件」と呼ばれる1944年のヒトラー暗殺未遂事件である。事件の首謀者はクラウス・フォン・シュタウフェンベルク(1907–1944)という。この人物はカトリック貴族出身の陸軍大佐で、当時はドイツ国内予備軍司令官・参謀長として総統司令部に自由に出入りできる立場にあった。

事件は1944年7月20日に起こる。場所は旧東プロイセンのラステンブルク,通称「狼の砦(Wolfsschanze)」と呼ばれる総司令部の一つである。その日,シュタウフェンベルクは,作戦会議の行われる掩蔽壕に爆弾を仕掛け,ヒトラーを暗殺する計画を立てていた。そして,ヒトラーの爆殺後,いわゆるヴァルキューレ作戦を発動させ,ベルリンでクーデターを起こす手はずになっていた。ところが,当日急遽,作戦会議の部屋が別の建物に変更になってしまう。そこは密閉性の高い掩蔽壕とは異なって,十分な爆弾の効果が期待できない。シュタウフェンベルクは何とか爆弾を仕掛けたものの,やはり爆発の威力は半減し,ヒトラーの暗殺は失敗に終わった。シュタウフェンベルクをはじめ,暗殺計画に加わった多くの関係者が逮捕され,何千人もの人々が処刑されたと言われる。

戦後この「7月20日事件」に関し、当局による追悼記年演説¹⁾が行われるようになった。 本稿の目的は、こうした演説において表象されるドイツ・アイデンティティがいかなるもの

¹⁾ テクストについては、連邦政府の公式ホームページ内(https://www.bundesregierung.de/Webs/Breg/DE/Themen/Gedenken/Historische_Reden/Reden-widerstand/_node.html)に Reden zum Gedenken an den deutschen Widerstand として掲載されている以下のものを使用した。該当箇所は A4版で打ち出した場合の頁数を分数の形で本文中に記す。

^{1954: 10.} Jahrestag, Gedenkrede von Bundeskanzler Konrad Adenauer

^{1964: 20.} Jahrestag, Rede von Bundespräsident Heinrich Lübke in Berlin

^{1969: 25.} Jahrestag, Ansprache von Bundespräsident Gustav Heinemann in Berlin

^{1974: 30.} Jahrestag, Rundfunk- und Fernseherklärung von Bundeskanzler Helmut Schmidt

^{1979: 35.} Jahrestag, Erklärung von Bundeskanzler Helmut Schmidt

であるかを明らかにすることである。特に東西冷戦下における政治的・社会的状況の変化に着目し、それに呼応して1954年から1979年までの演説内容がいかに変容したかを見定める。

1. 「恥」と「名誉 ----テオドア・ホイスとコンラート・アデナウアーの演説

1944年7月20日のヒトラー暗殺未遂事件から10年後の1954年,この事件で処刑された抵抗の闘士たちを追悼する記念式典が当局によって本格的に行われるようになる。本節では、この演説を分析するための前提として、まずは「集団の罪」を巡るドイツ・アイデンティティの問題²¹を確認するところから始めたい。

ドイツ人に対して一律に「集団の罪」を要求する国際世論は、戦後直後のドイツ人にとって大きな脅威であった。「集団の罪」のイデオロギーを支えるための理論的基盤を逸早く提示した者の一人としては、トーマス・マンの名を挙げることができる。演説「ドイツとドイツ人」における彼の主張の核心は、〈良いドイツ/悪いドイツ〉の二分論、言い換えればいわゆる〈一方のドイツ/もう一方のドイツ〉の二分論を認めないことにある。良くも悪くもドイツは一つなのであって、ドイツの罪に対してはドイツ人すべてが集団的に責任を負わねばならない。また、マンのそうした〈一つのドイツ〉論は〈心理主義的=本質主義的〉な発想に基づいているため、すべてのドイツ人が良きにつけ悪しきにつけドイツ的本性を有していることになる。ナチズムへの道は本源的にドイツ人の民族性の内に含まれていたことになり、ナチズムへと至ったその歴史的必然性から個々のドイツ人が逃れることは許されない。加えて、マンの〈一つのドイツ〉論は、いわゆる「ドイツ特有の道」論とも共鳴する。「1848年革命」に失敗し、イギリスやフランスなどの西欧諸国と異なって市民革命を完遂することができなかったドイツは、必然的にナチズムへの道を歩むほかなかったとするのが「ドイツ特有の道」論である。マンの〈一つのドイツ〉論は、こうしてドイツ人がナショナル・アイデンティティを追求することの正当性を阻むものとなってゆく。

他方、「集団の罪」のイデオロギーを明確に拒絶し、ドイツ人としてのある「べき」姿を問いながら、ドイツ・アイデンティティ追求の可能性を「当為」のレベルにおいて確保しようとしたのが、カール・ヤスパースであった。著書『罪の問題』の中でヤスパースは、すべてのドイツ人に対して一律に罪を負わせる思考法を、ユダヤ人に対して一律に罪を負わせて追害の対象としてきたヨーロッパの歴史に比する。そして、これによって彼は「集団の罪」を要求する国際世論の不当さを指摘した。その上でヤスパースは、罪の概念を「刑法上の罪」

²⁾ この問題については、拙論「「集団の罪」を巡るドイツ・アイデンティティ――トーマス・マンとカール・ヤスパース――」 『広島修大論集』 (第58巻第1号)、広島修道大学、2017年、151-168頁を参照されたい。

「政治上の罪」「道徳上の罪」「形而上学上の罪」の4種に類別し、「集団」の発想を「政治上の罪」と「形而上学上の罪」の2種に限定する。よってヤスパースの主張は、部分的には罪の有る者と罪の無い者とを区別する〈二つのドイツ〉論を取っていることになる。

では、「集団の罪」を巡るこうした言説に対して政治の側はどのように応答したであろうか? 1949年、将来のドイツ再統一を見据えながらドイツ連邦共和国(西ドイツ)が成立する。初代大統領(任期:1949-1959)には、自由民主党のテオドア・ホイス(1884-1963)が選出された。ホイスはその年の12月、大統領就任後挨拶のためにヘッセン州を訪問する。その際、彼はヴィースバーデンで開催された「キリスト教徒=ユダヤ教徒共同作業協会」の祝典に出席し、「愛する勇気」という演説を行った。そして、ホイスはその演説の中で「集団の罪」に対置させる形で「集団の恥」という概念を提示する。

あれこれ語っても意味がない。ユダヤの人民(Volk)に対して遂行された恐るべき不正は、次のような意味で論じられなければならない。すなわち、我々がドイツで暮らしていたからという理由で、我々には、私には、君には罪があるのだろうか? 我々は、この悪魔のような犯罪の共犯者なのであろうか? この犯罪は、4年前、国内外の人間を動揺させた。人は、ドイツ人民(Volk)の「集団の罪(Kollektivschuld)」について語った。しかし、集団の罪という言葉、そしてその背後にあるもの、それは愚かな単純化である。それは、一つの裏返しなのであって、すなわち、ナチスが習慣的に或る仕方でユダヤ人のことを見ていたその仕方の裏返しである。それは、つまり、ユダヤ人であるという事実はすでに罪の現象を内包していた、という見方の裏返しなのである。しかし、集団の恥(Kollektivscham)のごとき何かがこの時代から生え出て、残った。ヒトラーは我々に多くをなしたが、最もゆゆしきことは、やはりヒトラーによって我々がヒトラーやその一味と共にドイツ人を名乗るという恥を余儀なくされたことである³³。

ホイスもヤスパースと同じく、ドイツ人に対して一律に「集団の罪」を要求する振る舞いを、ユダヤ人に対する迫害に比した。ホイスの言い回しは、ヤスパースよりもずっと単刀直入である。もしドイツ人というだけで罪を要求するのであれば、その者はナチと同じことをしている、と。そして、「集団の罪」を牽制すべく、それに代えて初代大統領ホイスが提起したのが「集団の恥」という概念であった。ホイスは連邦大統領として、世間で高まる〈一つのドイツ〉論を「恥」という主観的な感情の領域に限定し、「集団の罪」として刑法上・道徳上の客観的領域に適用されることがないよう牽制したのである。

³⁾ Vgl. Theodor Heuss, Politiker und Publizist: Aufsätze und Reden, Tübingen, 1984, S. 382-383.

ただし「集団の罪」を回避しようとした大統領のしたたかな政治姿勢の中に,抜け目の無い政治的狡知の不純さのみを見出そうとするのは適切でないだろう。というのも,ドイツにはドイツ国民としてのユダヤ人が存在しており,ホイスはこのことに大きな関心を示していたからである。また,ホイスはキリスト教徒とユダヤ教徒を両親に持つドイツ国民が存在することも指摘する。そして,特にホイスが着目していたのはユダヤ教からキリスト教に改宗した者の存在であった。それらの人々は皆ドイツ語を話し,ドイツの風景を見て育った。幼い頃の記憶はドイツと結びついている。ドイツには両親の墓もあり,たとえドイツを去らざるを得なかったとしても,ドイツが生まれ故郷であることに変わりはなかった。ドイツ人に対して一律に「集団の罪」を問うことは,こういった人々に対しても罪を問うことになる。大統領が「集団の罪」を回避しようとしたのは,こうしたドイツ=ユダヤの背景を持つ人々にとっての現実的な問題を顧慮してのことであった⁴。

「集団の罪」を牽制する役割を持って提起された「集団の恥」の概念であるが、1950年代に入ると、さらにこの「恥」を乗り越えようとする動きも見られるようになる。1944年7月20日のヒトラー暗殺未遂事件に注目が集まるようになったのは、こうした政治状況の中である。「7月20日事件」については、当初から否定的な意見もあった。実行者のシュタウフェンベルクたちをドイツの裏切り者と呼ぶ者が少なくなかった。第一次大戦の際は、ドイツの敗戦の原因がドイツ国内からの裏切りであったとするいわゆる「匕首伝説」が広まったが、これと同じように、ヒトラー暗殺未遂事件も「謀反」の一つであるとして第二次大戦における新たな「匕首伝説」が生まれる可能性も存在していた。そうした中、事件から10年後の1954年7月19日、連邦初代大統領ホイスが、ベルリンで「抵抗する権利——感謝と告白」という演説を行った。この演説の最後は、次のような言葉で締めくくられている。

ヒトラーによって我々ドイツ人は恥じることを余儀なくされたが、ドイツ人の血によって、再びそうした恥は、汚されたドイツの名から拭い去られた。

その遺志(Vermächtnis)はなおも有効だが、その義務は未だ果たされていない⁵⁾。

この言葉は、「集団の恥」について述べた5年前のホイスの演説と明らかに呼応している。ドイツ人に「集団の罪」は無いが、「集団の恥」はあると、かつてホイスは述べた。これは〈一つのドイツ〉論を法律や道徳などの客観的領域においては拒絶し、主観的感情の領域に限定することを意味していた。ところがこのたびの演説では、ヒトラーによって着せられたその「恥」の汚名も、同じドイツ人が自らの血を流してヒトラーに抵抗したという事実によっ

⁴⁾ Vgl. Heuss, *Politiker und Publizist*, S. 383–384.

⁵⁾ Heuss, Politiker und Publizist, S 439.

てそそぎ得ると主張された。このことは、主観的な感情の領域においても〈一つのドイツ〉 論を拒絶することを意味する。ドイツ人には〈罪の有る〉者と〈罪の無い〉者、〈恥ずべき〉 者と〈誇るべき〉者との二種類がある。ホイスにおいては、〈一つのドイツ〉論に代わって明 らかに〈二つのドイツ〉論が前面に出てきていると言える。

こうして再びドイツの「名誉」について語ることが可能となっていった。正統なドイツ精神の潮流が、当時においても「抵抗」という理念のもと、確実にヒトラー暗殺未遂事件から流れ出していたのだと考えられた。そして、ホイスにおいては戦後のドイツ人もこの精神を「遺志」として引き継ぎ、名誉を取り戻してゆかねばならないと主張されたのであった。

ホイスの演説のさらに2日後、1954年7月21日には、キリスト教民主同盟出身で(西)ドイツ初代連邦首相(任期:1949-1963)のコンラート・アデナウアー(1876-1967)が、ボンで開催された「7月20日事件」の10周年追悼記念式典で演説を行う。この演説に先立つ形では、同じくキリスト教民主同盟の議員で連邦議会議長を務めるオイゲン・ゲルステンマイアーの演説が行われた。ゲルステンマイアーが特に強調したのは、この暗殺計画には外務省の関係者も多く関わっていた点である。ゲルステンマイアー自身も外務省の関係者としてこの事件に関わり、投獄された経験を持つ。当時、外務省の人間を含む暗殺事件の関係者が外国と連絡を取り合っていたことが、現在では明らかとなっている。アデナウアーの演説は、ゲルステンマイアーのこの演説を受けたものである。アデナウアーは、ときに裏切り者であると見なされることもあったヒトラー暗殺未遂事件の関係者、特に外務省の関係者をドイツ人の「模範(Vorbild)」であると評した。暗殺計画に伴うこれら一連の行為は「祖国のため」の行為であって、アデナウアーはそこに「公正」「正義」「人間性」「自由」を見出し、関係者の「名誉(Ehre)」を取り戻そうとしたのである。[1/1]

こうしたアデナウアー政権の動向の背景には、当然のことながら現実政治における具体的 効用の目論みが含まれている。ドイツ現代史の中でも特に指摘されているのは、ヒトラー暗 殺未遂事件の称揚がドイツ再軍備の動向と強く結びついていた点である。以下、重要点を示しておきたい⁶⁾。

西側陣営と東側陣営との対立の中,1949年に東西ドイツの分断が決定的となる。また同じ年には、西側自由主義諸国間で結ばれた集団的軍事体制のNATOが発足する。この潜在的な東西冷戦構造は、朝鮮戦争という代理戦争の形で、1950年についに熱戦として顕在化した。こうした中でアデナウアー政権は、NATO加盟(1955年加盟)を見据えて主に米英から再軍備を求められることになる。しかしながら、ドイツの再軍備については国内外において強い反対意見があった。そこでアデナウアーは、再軍備への過剰な拒絶反応を緩和するため、旧

⁶⁾ 石田勇治 『過去の克服 ヒトラー後のドイツ』 (新装復刊), 白水社, 2014年, 122-125頁を参照。

ドイツ国防軍の名誉回復を望む関係者の要望を救い上げる形で、「7月20日事件」の称揚を開始する。国防軍はナチ親衛隊などとは異なり、戦争犯罪には加担していないという、いわゆる「清廉潔白な国防軍」のイメージは、こうした再軍備の動向と歩調を合わせつつ強化されてゆく。

これに連動して指摘されるのが、アデナウアー保守政権の道義的正統性を国内外にアピールする効用である。共産主義が戦前においてナチズムと対立的立場にあったことは、東ドイツにとっては西ドイツに対する道義的伝統の優越を示す手段になり得えた。また、ヒトラーに全権を委任するいわゆる「授権法」の制定に社会民主党が抵抗したことは、アデナウアーのキリスト教民主同盟に対する社会民主党の道義的伝統における優越を示す手段になっていた。というのも、キリスト教民主同盟は戦後に結成された政党とはいえ、戦前に授権法に止むなく賛成した保守政党「中央党」の流れも汲んでいたらからである。したがって、国防軍がナチ抵抗精神を内包させていたということになれば、西ドイツの保守層が支えるアデナウアー政権も、そうした道義的な正統性を獲得することになるわけである。

こういった政治動向は、国民の教育面にも表れてきた。1952年に、「連邦郷土奉仕センター」が創設される。これは1963年に名称を改めることになる現在の「連邦政治教育センター」の前身である。そこでは民主主義教育の推進、ナチズムの復活や国際共産主義の浸透を防ぐための研究が行われた。そして、教育の主要な素材として重要な役割を果たしたのが、この「7月20日事件」であった。

以上のようにして「7月20日事件」の称揚は、冷戦構造の中で具体的な政治的効用と結び つきつつ、ドイツに着せられた「恥」の汚名をそそぎ、ドイツ・アイデンティティを復権さ せる役割を担うようになってゆく。

2. 「伝統」の継承と創造――ハインリヒ・リュプケの**20**周年演説(**1964**年)

アデナウアーの10周年追悼記念演説からさらに10年、1964年の7月19日、ベルリンでは、「7月20日事件」を追悼する20周年記念式典が開催される。そこでは、キリスト教民主同盟出身で、第二代連邦大統領(任期:1959-1969)のハインリヒ・リュプケ(1894-1972)が、「7月20日事件」のさらなる意味付けを行った。この演説は10年前のホイスに比べ、一段と分量が増されており、初めての本格的な演説となった。

7月20日の蜂起は、我らが人民の自尊心(Selbstachtung)の象徴であり、国際共同体に我らが人民を復帰させる始まりとなった。ヒトラーは、ドイツの名を過度の不正と恥辱(Schande)で覆った。ヒトラーは、我らが人民と隣人の自由および尊厳を踏みに

じった。ユダヤ人や政治的に意見を異にする者を迫害するに際して行われた途方も無い非行のことだけでも考えてみるがよい。これに対しては、すでに1933年以来、ドイツの名において男性たち女性たちが反旗を翻した。我らの名誉(Ehre)を取り戻して完全な没落から国を守ろうとしたのだ。[1/3]

10年前ホイスは、「7月20日事件」から抵抗精神の潮流が流れ出し、ヒトラーによって余儀なくされた「恥」が、この精神によって拭い去られる可能性があることを示唆した。同じようにリュプケも、「7月20日事件」はドイツが被った「恥辱」を拭い去ってドイツ人の「名誉」を取り戻す始まりであったと唱える。ただ、リュプケにおいてより強調されているのは、すでに1933年のヒトラー政権発足の頃からドイツの名誉を取り戻そうとする抵抗精神の潮流が、ドイツの様々なところで生まれていたという視点である。だから、7月20日の出来事は、リュプケにとってはそのとき初めて偶発的に起こったものではなく、それまでの流れを踏まえる形で起こるべくして起こったものに他ならなかった。

リュプケは、こうした流れの根底に精神の「伝統(Tradition/Überlieferung)」が存在していたことを強調する。すなわち、「自由」「人間の尊厳」「人倫上の使命」などを重んじる「キリスト教的=西欧的」精神の「伝統」、あるいは「キリスト教的=人文主義的」精神の「伝統」の存在である。一般的な理解では、ヨーロッパを何よりも根本的に基礎付けてきたのは、ユダヤ教に発し旧約・新約聖書を基盤とするキリスト教の精神に他ならない。加えて、中世キリスト教社会が古代ギリシア・ローマの研究を通じてルネサンス期へと移行する中では、人間性の尊重と解放を旨とする明朗な合理的精神も醸成された。これが「人文主義(ヒューマニズム)」と呼ばれるものである。大きな枠組みとしては、通常、前者がヘブライズム、後者はヘレニズムに連なるものとされ、両者は欧州文明の二大源流であると位置づけられる。さらに、この2つの基本精神の上に自由と民主主義を旨とする近代の「西欧的(abendländisch)」な社会が形成されていった。

ヨーロッパを言い表す言葉として、Europa(欧州)と Abendland(西欧)の2つの言葉遣いがあることをここでは意識しておきたい。両者は互いに交換可能な場合も多く、両者の間に必ずしも明確な意味上の違いがあるわけではない。ただし訳語にも示されているように、「西欧」には"方位"のニュアンスが含まれ、方位のニュアンスがあるということは、それが相対的な概念であることを示している。「西欧」と訳される言葉の原語は Abendland で、この先頭部分の Abend は「晩」という意味である。 Abendland は日が沈む方向、つまり西方の土地ということである。その反対が Morgenland で、Morgen(朝)の土地、つまり日が昇る東方の土地ということになる。だから、単に Europa(欧州)と言うよりも Abendland(西欧)と言う方が、東方のアジアに対する西方のヨーロッパという図式がより強調される。

ここには、一種の文化的な地政学というべきものが根底に横たわっていると言ってよい。「西欧」ということで特に意味される国としては、イギリス、フランス、オランダなどがある。自由と民主主義を旨とするこれらの国々は、太陽の目的地により近い成熟した地域として、まだ太陽が昇ったばかりの未成熟な封建的・専制的な東方アジアと対照をなすものと見なされた。西欧諸国と東方アジアとの文化的な隔たり・優劣が、地理的な隔たり・優劣と重ねられて理解されたのである。そこで問題となるのが、こうした西欧諸国よりも相対的に東に位置するドイツの位置づけである。ドイツの文化や精神は、果たして東方に近いのか、西方に近いのか? そして、ドイツは西欧文化の伝統に属するというのが、この問いに対するリュプケの解答であった。

したがって、リュプケの主張は、かの「ドイツ特有の道」論とも強く対峙することになる。 リュプケにおいてドイツ精神の本性は、キリスト教的・人文主義的・西欧的伝統と軌を一に するものである。であれば、トーマス・マンのように、ナチズムはドイツ精神の本性が必然 的に行き着いたものであったとは言えない。リュプケにとって、ナチ・ドイツのイデオロギー はドイツの正統ではない。正統なドイツ精神は、イギリスやフランスなど他の西欧諸国の場 合と同じく、キリスト教的なものであり、人文主義的なものであり、近代的な自由と民主主 義を基礎に置くものである。リュプケの演説においては、事実上このようなことが主張され ていたと言ってよい。そして、この伝統精神の潮流を他でもなくドイツも継承していたとい うことに関し、「7月20日事件」はその証拠であり、まさしく象徴的にドイツ人の「自尊心」 を示すもの、言わばドイツ人のプライドを示すものに他ならないのであった。

さらに「伝統」を過去から引き継ぐことに加えて強調されるのが、「伝統」を未来へと引き渡してゆくことである。「7月20日事件」によってドイツの汚名をそそぐ道が開かれたとはいえ、それはあくまでも始まりに過ぎない。ドイツに着せられた「恥」は依然として残っている。「恥」を取り除くためには、次世代に向けてそうした「遺志の精神」のさらなる相伝が求められると、リュプケは述べる。

ドイツの名のもとドイツ人によってそうした人間を貶める行為が現に起こり得たということについての恥(Scham)は、我々に依然として残されたままである。かといって我々は、代金を払ってこうした恥から自由になることはできない。我らの若者が再び同様の危険に陥らないよう、年長者は若者に、礼節と誠実、献身と責任によって生き方の範を示さなければならない。自分たちの国家秩序は、人倫の更新を求める絶え間ない努力を通じて初めて安定した堅固な基盤を獲得するということ、このことを我々は日々の生活における自らの振る舞いを通じてのみ若い世代に対して納得させることができる。[2/3]

精神の「伝統」を次世代へと引き継ぐには、若い世代に対して年長の世代が自身の具体的な振る舞いを通じて範を示すことが求められる。ただし、これは単に過去の「伝統」をそのまま引き写してゆくことを意味しない。リュプケにおいて過去の「伝統」と並んで強調されるのは、「未来の伝統」である。ドイツの「恥」を取り除くためには、過去の「伝統」を次の世代へと引き継いでゆくと同時に、具体的な振る舞いの中でそれを「更新」し、「未来の伝統」を「創造」することが求められるのである。

しかも、リュプケによれば、若者の世代は年長の世代と異なって、第三帝国の出来事に対し、「自身の体験に由来する形では根源的な関係を持っていない」[1/3] とされる。それゆえ、「恥」との関わりにおいて、年長の世代と若者の世代とでは質的に同じではない。だからこそ、「未来の伝統」の創造が可能になる。そうして、リュプケは、「7月20日事件」こそが、若者の世代が担うべき「未来の伝統」の新たな「源泉」に他ならないと述べるのであった。

ヒトラー暗殺未遂事件をドイツにおける正統な良き精神の表れであると位置づける視点は、ナチ・ドイツという「一方のドイツ」に対置される「もう一方のドイツ」の存在を積極的に強調することを意味する。それゆえ、「7月20日事件」の称揚は、〈一つのドイツ〉論を否定する主張へと必然的に接続してゆくこととなる。

ドイツ史においては、時おり言及される重要な事柄がある。1933年のワイマール共和国最後の選挙は、もはや完全に自由な選挙とは言えないナチ政権下での選挙であった。ところが、それにもかかわらず、ナチ党の議席は約44%程度で、全く過半数に届かなかった。リュプケはこの点を指摘し、ゲッベルスのプロパガンダによって広められた「民族革命」のイデオロギーに対し、ドイツ人民の大多数が反対であったのだと主張する。このことをリュプケは、「〈もう一方のドイツ〉が生き続けて自らの道々(eigene Wege)を進んでいたということの証左」[2/3]の一つに数え入れた。だからこそ、現に「7月20日事件」を初めとして、様々な抵抗運動が存在したというわけである。そうして、リュプケは次のような形で明確に〈一つのドイツ〉論を否定した。

少し前はまだそう言われることもあったが、あの時からもはや誰も主張することはできない。すべてのドイツ人がヒトラーの支持者であったなどとは。あの時から、我々は偏見に囚われることなく祖国愛について語ることができるのであり、また語らなければならない。いわゆる「第三帝国」において倒錯させられたこの美徳は、あの抵抗によって良き響きと精神的価値を保った。その精神的価値とは、我ら全人民が、我らの国の非人間的な分断状態にあっても公然と支持しなければならない価値、そして惑わされることなく守り抜かねばならないような価値のことである。[3/3]

リュプケは、このようにすべてのドイツ人がナチの賛同者であったわけではないことを明言する。ドイツ人にとっては、ただ一つの〈ドイツ特有の道〉が存在したわけではない。リュプケとしては、「一方のドイツ」に対置される「もう一方のドイツ」が、それぞれ「自らの道々」を歩んでいたのであった。「7月20日事件」から明らかなように、ドイツにはナチに加担した者だけでなくナチに抵抗した者が存在していたというのである。こうしてリュプケは、「良いドイツ」と「悪いドイツ」の区別を認めない〈一つのドイツ〉論を明確に拒絶したのであった。

さらにリュプケの演説において特徴的なのは、「7月20日事件」を称揚することが、東西ドイツ分断の問題と結びつけられている点である。リュプケは、「祖国愛」を語ることへのタブーを払拭しつつ、祖国ドイツの東西分断状況下において、「7月20日事件」に由来する「祖国愛」の精神がなおもって価値あることを強調する。ここには道義的精神という観点において、東ドイツに対する西ドイツの優位性を示そうとする政治姿勢が潜んでいる。無論このことは、ヒトラー暗殺未遂事件を称揚するにあたって、当初からの具体的な政治的効用の一つであった。ただ、このたびの演説からは、東ドイツに対抗するだけでなく、東ドイツの道義的正当性を突き崩そうとする意図が読み取れる。演説序盤でリュプケは次のように語る。

本日,我々はドイツの首都に集まった。そこは,我らが人民にとって統一の憧憬の象徴となった。また全世界にとっては,そこが自由への意志の烽火となった。1944年と1953年にはベルリンが良心の蜂起における心の中心部であった。[1/1]

この僅かな言葉の中には、リュプケの政治的なメッセージが密に詰め込まれている。リュプケの演説が行われた場所は、西ベルリンである。西ドイツの実際的な首都はボンだが、やがて東西統一がなされて将来的に首都がベルリンに移転されることを見据え、あえて小さな都市のボンが暫定首都に選ばれたのだと、一般には説明される。それを前提として、リュプケはベルリンを「ドイツの首都」と呼び、東西ドイツの統一が希求される中で、「1944年」と「1953年」という年を並列させた。「1953年」は、東ドイツの労働者が大規模な抗議デモを行った年である。ソ連のスターリンが亡くなり、その後の路線変更の中で示されたノルマ引き上げに対し、東ベルリンの人々が異議を唱えたのであった。東ドイツ政府、すなわちドイツ社会主義統一党(SED)は、ソ連軍の介入の中、力によってこのデモを鎮圧した。多くの逮捕者や死傷者が出た。いわゆる「6月17日事件」と呼ばれる出来事である。

リュプケの狙いは、1953年の「6月17日事件」を1944年の「7月20日事件」と併置することで、ナチ・ヒトラーの独裁体制と東側共産圏の独裁体制との同質性、およびそれに対する抵抗精神の同質性を示すことにあった。かつて、ドイツ国民がナチ独裁体制に抵抗したよう

に、東ベルリン市民も東側の SED 独裁体制に抵抗したというわけである。これによって意図 される政治的効用は、アデナウアー政権時代に比べてより踏み込んだものとなる。それは、 共産党がかつてナチと対立したことに由来する東ドイツの道義的優越というイメージに、 西ドイツが対抗しようとしたということに留まらない。むしろ、東ドイツとナチ・ドイツの同 質性を指摘することで、東ドイツ国家の道義的正統性を突き崩そうとしたと言える。

ナチ・ドイツと東ドイツとの同質性を、リュプケは両者が特に偶像崇拝に依拠している点に見出す。演説の中では、「キリスト教的=人文主義的」な「人間像」の伝統が重視される。その「人間像」の根底においては、「人間に仕えるよりも神に仕えること」が尊重され、「権力者の掟よりも天の法」が尊重され、また「自由と人間の尊厳」が尊重される。ところが、この「人間像」の伝統を歪めた二つの全体主義的イデオロギーがあった。それが、民族社会主義(ナチズム)と共産主義(コミュニズム)である。民族社会主義は「支配欲の強い人間」を偶像化し、共産主義は「集団」を偶像化し、両者はこれらの偶像を伝統的な人間像の代わりに増大させたことで同列に扱われるのである。

以上のようにリュプケの演説では、ドイツ・アイデンティティの復権を図る歴史政策が、総じて現実政治における対東ドイツ政策と緊密に結びついていることが明らかとなった。今一度、振り返っておくなら、まず「7月20日事件」が伝統的な西欧精神の顕現であったことを指摘し、これによってナチ・ドイツに対する「もう一方のドイツ」の存在が示され、〈一つのドイツ〉論が退けられた。また精神的な遺産を引き継ぎつつ新たな伝統を創造することで、ドイツの「恥」が取り除かれる可能性が示された。そして、こうしたドイツ・アイデンティティの再構築が目指されると同時に、ナチ・ドイツと東ドイツとが同種のイデオロギーに基づいていたことが指摘された。結果として、東ドイツに対する西ドイツの精神的・道義的な正統性が示され、最終的には西側主導での東西ドイツの統一が目論まれるのである。

3. 「最悪の伝統」と「最良の伝統」――グスタフ・ハイネマンの25周年演説(1969年)

ここまで見てきたように、1950年代から60年代にかけては、「7月20日事件」がドイツ・アイデンティティを取り戻すための素材として活用された。ところが、リュプケの演説から5年後、1969年7月19日に行われた「7月20日事件」の25周年追悼記念式典では、その方向性を大きく変化させることとなる。演説を行ったのは、ドイツ社会民主党の出身で、第三代連邦大統領(任期:1969-1974)のグスタフ・ハイネマン(1899-1976)であった。ハイネマンの演説の趣旨を総じて述べるなら、それはドイツ・アイデンティティを欧州アイデンティティへと吸収させることであったと言ってよいであろう。

演説内容の方向性が変わったことの最大の要因は、政党勢力の構図が大きく変動したこと

にある。これまでは、議会第一会派のキリスト教民主同盟・社会同盟(CDU・CSU)が、社会民主党(SPD)と大連立を組んでいた。ところが、1969年3月の連邦大統領選においては、自由民主党(FDP)が社会民主党のハイネマンを支持したため、中道左派の大統領が誕生することになる。同じく69年秋の連邦総選挙においては、社会民主党が自由民主党と連立を組み、中道右派ないし中道保守とされるキリスト教民主同盟・社会同盟は与党から外れた。首相には社会民主党のヴィリー・ブラント(1913-1992)が指名され、ブラント政権(1969-1974)が誕生する。「7月20日事件」の追悼記念演説が、25周年目のハイネマン以降において路線を大きく変更させたのは、要するに政権の性質が大きく変化したということを意味していた。では、以下ハイネマンの演説がどのようなものであったかを検証してゆきたい。

この演説の中で、ハイネマンは次のような問いを立てた。なぜ20世紀においてドイツ人は「自己顕示と人種的妄想と征服衝動の中で自分を見失った」のか? なぜ20世紀のドイツにおいては、「公民的自由、人間の尊厳、自己決定が野蛮にも軽視された」のか? そして、このような問いに答えるためには、「欧州の一般史とドイツの個別史」へと深く分け入らなくてはならない。ハイネマンはそう主張する。[1/3]

こうした問いと方針のもと、ハイネマンは或る「伝統」の存在を指摘する。5年前のリュプケの演説においても「伝統」という言葉がキーワードになっていたが、これはハイネマンにおいても踏襲されている。しかしながら、リュプケとハイネマンとでは大きく異なる点があった。それは、ハイネマンが「最良の伝統」と「最悪の伝統」という二種類の「伝統」を提示したことである。

もし民族(Nation)という言葉がドイツの分断にもかかわらず、我々にとって意味を保持し続けるべきであるとするなら、1944年7月20日は全ドイツ的な日であったのであり、またそうあり続けなければならない。この日付において我らが歴史の最悪の伝統と最良の伝統(Überlieferung)とが、その完全なる重みにおいて互いに噛み合ったのだ。それらは、その劇的な結び合わせを解きほぐすよう、繰り返し我々に呼びかける。[1/3]

「最良の伝統」というのは、「西欧の伝統」のことを指している。ハイネマンによれば、ドイツ人を含む欧州人の歴史は、「人間の権利」や「人間の尊厳」を巡る格闘の歴史に他ならなかった。イギリスでは早くも13世紀に王権を制限するマグナ・カルタ(大憲章)が制定・整備されてゆく。18世紀にはアメリカ独立戦争やフランス革命が起こり、人間としての権利や公民としての権利が広く世に向けて宣言されることとなった。そして、1944年の「7月20日事件」は、そうした「西欧の伝統」に自分たちドイツ人が与していたことの証左であったとハイネマンは述べる。

ところが、一方においてハイネマンは、「最悪の伝統」の存在も指摘する。1919年のベルサイユ条約によってドイツに課された莫大な賠償金、また世界恐慌によって引き起こされた1930年頃の失業率の悪化、ときにこれらの事柄がナチ台頭の要因として引き合いに出されることがある。しかし、ハイネマンにとって、ナチ・ドイツの誕生は、単に偶然的な「業務上の事故」ではなかった。ドイツ人はすでにヒトラーの登場以前から、「暴力的な民族主義(ナショナリズム)」に感染していたとハイネマンは指摘する。例えば、普仏戦争でのセダンの戦いにおける勝利の祝典、第一次世界大戦勃発の歓喜、これらにはドイツ人による暴力的な民族主義への陶酔がすでに表れていたというのである。

したがって、ハイネマンとしては、ナチ・ドイツの誕生は、起こるべくして起こった必然の出来事であったと言わねばならない。1870年の独仏戦争以来、ドイツ人の中では暴力的な民族主義がすでに増大しつつあったのであり、それが二つの世界大戦において荒れ狂ったというのは、歴史的に見て当然の結末であったという。ハイネマンの言う「最悪の伝統」とは、最終的にナチ台頭へと連なるそうした民族主義の因襲のことを指している。

ハイネマンとしては、以上のような二つの「伝統」が互いに極まる中で、両者がついに激しく交錯したのが、「7月20日事件」に他ならなかった。一方において人々は人間の権利と尊厳のために立ち上がり、また他方においてその者たちの処刑は残虐極まりないものであった。こうした中で追悼記念式典における演説の力点は、「新たな民族主義」の台頭に対して警告を発することに向かう。なぜ現在のドイツが東西で分断状況にあるのか、このことに関してもその原因をハイネマンはドイツ人の「民族主義的な思い上がり」に帰す。かつてのアデナウアーやリュプケのように、ドイツの「名誉」を取り戻すことがことさら強調されることはない。むしろ、そうした言説によって再び民族主義が高まるのをハイネマンは警戒する。

民族主義の復活を阻止する観点から、ハイネマンは「7月20日事件」が失敗に終わったことをかえって歓迎する素振りさえ見せた。もしヒトラーの暗殺が成功していたとしたら、抵抗の闘士たちはドイツの勝利を無にした者として後から弾劾されたに違いないとハイネマンは主張する。第一次世界大戦における匕首伝説と同じことが起こったであろうと考えたのである。一次大戦時、ユダヤ人の陰謀のせいでドイツは敗戦したという匕首伝説は、かつてヒトラーのプロパガンダに利用された。そうした発想に基づいて「ドイツの名誉」や「復讐」を唱えた新聞の論調は、暴力的な民族主義の幕開けに他ならなかった。しかし、ヒトラー暗殺計画は未遂に終わり、そしてナチ・ドイツは敗戦した。それゆえ、ヒトラーの物語は終わりを告げたのであって、もはや新たな匕首伝説が生み出される余地はない。このようにハイネマンはそうした動きの出現に釘を刺すのである。

民族主義の再興を警戒するハイネマンであるが、ハイネマン自身が指摘しているように、 暴力的な民族主義に襲われたのは、無論ドイツだけではない。他の欧州諸国にも同種の民族 主義が存在した。とはいえ、同時に他の欧州諸国は人間の権利と尊厳を勝ち取ってきた。確かにドイツの歴史にも、そうした権利や尊厳を追求する動きが無かったわけではない。16世紀のルターの時代には、農民の救済を求めて農民戦争が起こった。1848年から49年にかけては、フランクフルトの聖パウロ教会で国民議会が開かれ、憲法制定の試みがなされた。しかしながら、結局こうした企ては失敗に終わった。ハイネマンはドイツ人民に次のような自覚を促す。「我々は自らの力で自由な民主主義への道を押開いたことはない」[2/3]。ここでは、「欧州の一般史とドイツの個別史」との根本的な違いが示唆されている。

そういった自覚から垣間見えるのは、自由と民主主義への道をドイツが歩んでゆくためには、他の欧州諸国をはじめとする国外の力を借りなければならないという視点である。第一次大戦後、一時的にも民主的なヴァイマール共和国が成立した。ただしこれが可能であったのは、自由と民主主義を戦勝諸外国がドイツ国内に持ち込んだからであるというのが、ハイネマンの見解である。しかも残念なことに、この民主的な共和国をドイツ自らが暴力的な民族主義によって潰してしまった。勿論、「7月20日事件」を筆頭に、その後ドイツ国内ではヒトラーを打倒するための様々な動きが生じたわけである。とはいうものの、一方においてそうした国内での動きを力づけたものとして、ときに国家反逆と見なされることのあるドイツ国外の運動を「民族防衛」の一つであったとしてハイネマンは高く評価する。また、そうであればこそ、ハイネマンにとってこのたびの記念式典で追悼すべき人々は、「7月20日事件」の関係者に留まらない。「抵抗の闘士」には、ナチ独裁体制のもとで人間の権利と尊厳のために命を賭したすべの人々を含める。たとえどのような民族であろうと、どのような場所であろうと、ドイツ国内外を問わず、そうしたもののために命を賭けた人々はみな「抵抗の闘士」に他ならないというのであった。

ハイネマンによれば、第二次大戦終結からほぼ四半世紀を経た現在、西ドイツは自由と民主主義を手に入れた。しかし、目下の状況がいつまでも続くとは限らない。ハイネマンは懸念を表明する。「果たして我々はこの自由な民主主義を保持し、さらにそれを社会的な民主主義へと、また生の基本へと発展させるであろうか?」[2/3] こうした論調に通底しているのは、やはりドイツが自由と民主主義への道を自ら切り開いたことはないという自覚の促し、そしていったん手に入れた自由と民主主義をドイツ自ら台無しにしてしまった過去の経験に対する自覚の促しであったと言ってよいであろう。

ハイネマンのこうしたドイツ理解が、トーマス・マンの〈一つのドイツ〉論、あるいはかの「ドイツ特有の道」論と符合していることに注意をしなくてはならない。同じ一つのドイツが「良いドイツ」でもあり、「悪いドイツ」でもあるというのが、〈一つのドイツ〉論であった。またドイツは自由と民主主義の獲得に挫折してしまったため、イギリスやフランスなどの西欧諸国とは異なった特殊な道を辿り、ナチズムの道へと必然的に行き着いたというのが

「ドイツ特有の道」論であった。これらのことをハイネマンの言葉を用いて言い直すと、次のようになる。すなわち、「最良の伝統」のもとにあるドイツが「良いドイツ」として自由で民主的な国を目指すとしても、同時にドイツが「最悪の伝統」の中にあり、その特殊本性として「悪いドイツ」でもある限り、ドイツはそうした自由で民主的な国へと自力で至ることはできない。これがつまり、ハイネマンの真意ということになる。したがって、そうであれば、ドイツはドイツ国外の助けを借りる他はなく、ドイツがドイツ的なるものを追求することの正当性をもはや見出すことはできなくなるであろう。

「最良の伝統」と「最悪の伝統」の結びつきを解きほぐすには「欧州の一般史とドイツの個別史」に分け入らなければならないと述べたハイネマンの演説は、最終的に次のような主張へと結びついてゆく。

良きドイツ人は民族主義者ではあり得ない。民族意識を持ったドイツ人は、今日では 欧州人としてのみ存在することができる。

いずれにしても戦争はもはや不可能である。なぜなら平和の次には、もはや何も存在するものが無いからである。それゆえ、相互理解こそが我ら民族の課題である。抵抗の闘士の念頭にも相互理解が浮かんでいたように。[2/3-3/3]

ハイネマンによれば、「世界観が中立的な国家の自由で民主的な秩序」を目指すことこそが「抵抗運動の遺志」である[3/3]。それゆえ、ドイツ人という民族アイデンティティに関するハイネマンの考えは、民族の「名誉」を取り戻そうとしたアデナウアーやリュプケとは大きく異なる。ハイネマンの主張は、事実上ドイツ人としてのアイデンティティを消滅させることを意味していたと言ってよいだろう。そして、代わりに推奨されるのが「欧州人」という別種の民族アイデンティティを持つことであった。「7月20日事件」の闘士たちは、「祖国」を愛しており、その「愛」ゆえに行動したとハイネマンは主張する。しかし、そうした祖国愛がドイツ・アイデンティティへと結実することは、意図されていないようである。

以上のように、「7月20日事件」に関して、25周年の追悼演説ではその内容の理念的方向性が大きく変化したことが明らかとなった。こうした変化が何に由来するかと言えば、それは端的に政党勢力の変動によるところが大きい。1969年は社会民主党の大統領と首相が誕生した年である。現にハイネマンの演説内容は、1969年の政権交代の中で発足したブラント政権の方向性とよく符合する。

例えば、ハイネマンの演説では、ドイツ国外の勢力がとりわけ評価されたが、このことは 当時の政党事情と密接に結びついていた。一般に、左派によるナチ抵抗運動は主に外国で展 開され、国内の抵抗運動は特に保守層の人々によって担われたことが指摘される⁷⁾。社会民主党はプラハで部分的に再結成され、ブラント個人もノルウェーに亡命してそこで抵抗活動を行った。こうした行為は、かつてトーマス・マンが同様に国外で反ナチ抵抗運動を展開し、それが賛否両論を呼んだように、ブラントの経歴も批判の対象となった⁸⁾。したがって、ドイツ国外での反ナチ抵抗活動をハイネマンの演説が賞讃したことには、ブラントの過去を積極的に評価し、社会民主党のキリスト教民主同盟・社会同盟に対する道義的正当性を担保しようとする狙いもあったと言ってよい。

加えてハイネマンの演説は、東西間の緊張を緩和する方向性を持っていたが、これもブラント政権の東方政策と合致していたと言える。1970年、ブラントはワルシャワ条約⁹⁾ 調印のためにポーランドを訪問した。その際、彼はワルシャワ・ゲットー蜂起記念碑の前に跪き、犠牲となったユダヤ人の抵抗闘士に対して深く哀悼の意を表した。ブラント政権の大きな特徴の一つは、そうした振る舞いにも象徴されているように、東側共産圏の国々との宥和的な関係を図ったことである。

1969年にハイネマン大統領が行った「7月20日事件」の追悼記念演説は、以上のようにその後のブラント政権の行方をよく示していた。

4. 「心の内で」の普遍化――ヘルムート・シュミットの30周年(1974)および35周年 (1979) 演説

ハイネマンの演説からさらに5年後,「7月20日事件」の30周年追悼記年演説が1974年7月20日に行われた。演説を行ったのは、第五代連邦首相(任期:1974-1982)で、社会民主党のヘルムート・シュミット(1918-2015)であった。シュミットの演説は、ハイネマンの演説に比べて半分の量にも満たないものであったが、テレビやラジオの放送を通じた一種の声明として発表された。

⁷⁾ Daniel Henri/Guillaume Le Quintrec/Peter Geiss (Hrsg.), *Deutsch-französisches Geschichtsbuch Gymnasiale Oberstufe*, *Histoire/Geschichte*, *Europa und die Welt vom Wiener Kongress bis* 1945, Leipzig, 2008, S. 328. [ペーター・ガイス/ギョーム・ル・カントレック監修(福井憲彦/近藤孝 弘監訳)『ドイツ・フランス共通歴史教科書 ウィーン会議から1945年までのヨーロッパと世界 【近現代史】』(明石書店, 2008年), 328頁〕。

⁸⁾ ブラントの元々の名前は、カール・ヘルベルト・フラームと言う。1933年にヒトラー政権が成立すると、ブラントはノルウェーに亡命する。そこで国籍変更と改名を行い、戦時中はドイツ国外を中心に反ナチ抵抗の地下活動を展開した。戦後ブラントは再びドイツへと戻り、ドイツ国籍を取得して政治家への道を目指した。

⁹⁾ 西ドイツ・ブラント政権とポーランドとの間で結ばれたこのワルシャワ条約では、例えば、長年の 懸案事項であったいわゆるオーダー=ナイセ線が承認された。オーダー川とナイセ川を(東)ドイ ツとポーランドとの国境線にするという合意が正式に成立したのである。

シュミットの演説は、これまでのものとはさらに趣を変化させている。アデナウアーやリュプケのときは、ドイツの「恥」を取り除いてドイツの「名誉」を取り戻し、ドイツ・アイデンティティの再構築が目論まれた。ハイネマンの場合では、逆にドイツ・アイデンティティをことさら追求することの正当性が失われ、むしろ欧州アイデンティティと言うべき方向性が示された。確かに双方は方向性に関しては逆であるが、「7月20日事件」をナショナル・アイデンティティの問題と結びつけている点は同じである。ところが、シュミットの場合、ナショナル・アイデンティティの問題は影を潜め、その代わりに「7月20日事件」を内面的に普遍化する方向性が示された。シュミットは次のように述べている。

我々にとってこの日を思い起こすことは、単なる回顧以上のものである。というのも 我々は民族社会主義の独裁者に抵抗した男性たち女性たちに対し、心の内で(innerlich) 義務を負っている(verpflichtet)と感じているからである。すなわち、かの女性たち男 性たちは我々に範(Beispiel)を示した。未来のための範であった。模範(Vorbild)は 私たちに向かって述べる。生命が、そして人間の尊厳が、犯罪政府によって危険にさら されたり、あるいは完全に破壊されたりしそうな場合、私たち自身が自らを賭さなけれ ばならない、と。[1/1]

かつてアデナウアーも同じように「7月20日事件」の抵抗者たちのことを「模範」であると表現し、これによってドイツの「名誉」を取り戻すことができると主張した。一方、シュミットにおいては、「模範」が「~しなければならない」という「心の内で」の義務の形で、私たちみんなに対する倫理上の実践的命題として位置づけられる。それゆえ、シュミットが強調するのは「7月20日事件」の比類無き卓説性ではない。抵抗運動を行ったのは国内の保守層だけではなく、もちろん国外の左派勢力に優越性があるわけでもなかった。抵抗運動はあらゆる局面に存在した。確かにそれぞれの活動の政治目的は一致していない。しかし、どの活動も「全体主義的支配」「基本権の毀損」「人間の生命の破壊」に対する戦いであり、「人間性」「民主主義」「自由」の獲得を目的とする点では一致していた。そして、それらの抵抗運動は数多くの無名の人々の支援によって成り立っていた。こうしてシュミットは、「7月20日事件」に内面化されている抵抗精神が、普遍的なものであったことを強調する。

シュミットによれば、戦後のドイツはこれらの抵抗精神を引き継いで、「人間の尊厳」と 「自由な社会」の実現に向けて邁進してきた。例えば、ドイツ憲法としてのドイツ基本法の制定は、そうした動きの一つであった。ナチ時代の抵抗精神がかつて「基本権」の回復のために戦ったことが、その道筋を付けたのであった。現在の基本法ではそうした「基本権」が確保されている。しかしながら、彼がより強調するのは、そのように少しずつ獲得されてきた 「民主主義的社会秩序」と「社会的な法治国家体制」とを守ってゆくことだけではなく、それらを「改造強化(Ausbau)」することである。「我々の国家は改革(Reformen)への扉を開けておかねばならない」とシュミットは主張する。そして、守りたいものを失いたくないなら自らが変わらねばならないと述べるのである。

その上でシュミットは、この7月20日を「喪に服する日」ではなく「かの模範を誇る日」と呼んだ。あるいは、「国民(Staatsbürger)としての我々の道徳上の根本義務(Grundpflicht)を自分たちに思い出させるに違いない日」とも形容する。こうした思想は現ドイツ基本法の20条4項と符合するという。そこには、ドイツの憲政秩序を脅かす者に対する「抵抗の権利」が定められている。これはシュミットによれば、「国民の権利」であると同時に、「道徳上の義務」なのである。

この演説から5年後の1979年7月19日、シュミットは「7月20日事件」の35周年追悼テレビ番組の中で再び記念演説を行う。演説の趣旨は引き続き「7月20日事件」の内面的な普遍化であったと言ってよい。

まずシュミットは演説の冒頭、自身の個人的な体験を語る。数ヶ月前、彼は或る記録映画を見た。それは、いわゆる人民法廷で行われた「7月20日事件」の公開裁判の様子を記録した映画であった。その際、シュミットはかつて35年前のナチ時代に一人の兵士として命令され、「7月20日事件」の訴訟をじかに見たときの驚愕を思い出したという。シュミットによれば、当時に撮影された記録映画がなぜ公開されることなく今まで秘密のままであったか、改めてその記録映画を見ることで分かったという。そこに表現されていたのは、「非人間性」「悪しき憎悪」「卑劣な復讐」であった。特に裁判官のフライスラーは、「下品なデマゴーグ」であり、「裁判官の格好をした死刑執行人」に他ならなかった。それゆえ、その映画を見れば、本当は誰が告発者で誰が被告であるのかが明らかになってしまうという。映画が秘密にされたのは、このことが理由であった。シュミットによれば、「むしろかの裁判の被告人こそが、本来的なものを、品行方正なドイツ(das anständige Deutschland)を代表していた」。すなわち、正統なドイツ精神は、ナチ・ドイツではなく、「7月20日事件」の実行者にこそ表れているとシュミットは強調する。

とはいえ、「品行方正なドイツ」について語るシュミットの回想が、ドイツ・アイデンティティへとことさら収斂しゆくことはない。彼は次のように続ける。

私にとって重要なこと、それは、なぜ我々がかの歴史の押し迫る重荷を、すなわち我らの比較的新しいもしくは最も新しいドイツの歴史に属しているあの歴史の重荷を、ただ揺すって振るい落としてしまうことが許されないのか、これを我々が今日、特に我々のうちのより若い人々が、我々という今日生きている者が、理解することである。我々

が意識し続けなければならないのは、人間の尊厳、自由、個々人の権利、これらは人が常に新たに思案し直してゆかねばならない価値であり、人が常に新たに責任を負ってゆかねばならない価値であるということ、また私たちは自分自身をそうした価値と心の内で同一視(innerlich identifizieren)しているということである。[1/1]

ここに示されたのは、人間一般としてのアイデンティティである。シュミットによれば、歴史の重荷をドイツが簡単に下ろすことができないのは、犠牲の上に勝ち取った「人間の尊厳」「自由」「個人の権利」などの価値が、再び失われる危険に常にさらされているからである。それゆえ、5年前の演説と同様、絶えず現状を見直し更新することの大切さが強調される。これが「7月20日事件」に関する「歴史的・道徳的意義」である。とはいえ、このような問題と関わっているのはドイツだけではない。かつてヒトラーはドイツと欧州を破局へと導こうとしたが、それを助長したのは「我らが人民と他の欧州の人民における堕落への誘惑者(Verderber)」であった。そしてまた、自身の「良心」から自らの命を賭して抵抗活動を行ったのも数多くのドイツ人であり、「ほとんどすべての欧州人民」であった。したがって、シュミットが「人間の尊厳」「自由」「個人の権利」などの価値によって促すアイデンティティは、ナショナル・アイデンティティではない。それはむしろ、あらゆる人間において「心の内で」内面的に自覚されるべき、人間一般としての普遍的なアイデンティティである。

以上のように、シュミットの主張は、30周年の演説にしても35周年の演説にしても、それまでの記念演説に比べて抽象度の高い演説であったと言えるだろう。しかし、現実的な政治的効用の観点からすると、彼の演説は極めて具体的な社会状況を踏まえていた。35周年の記念演説は次のような形で締めくくられている。

驚愕的なものが繰り返されるのを阻止したいと思うのなら、我々には警戒心が、あらゆる民主主義者の警戒心が要求される。そして、左翼であれ右翼であれ、いずれの過激主義をも拒絶することが我々すべてに要求される。[1/1]

シュミットの念頭にあるのは、60年代から70年代にかけて頻発した左翼過激派による一連のテロ事件である。発端は60年代の学生運動にまで遡る。

戦後ドイツの目覚ましい経済成長は50年代を経て60年代になっても衰えることはなかったが、60年代後半になるとドイツは深刻な不況を迎えることになる。これに対処できなかったエアハルト政権(1963-1966)は退陣を迫られ短命に終わり、代わって成立したのがキージンガー政権(1966-1969)である。これは、キリスト教民主同盟・社会同盟(CDU・CSU)と社会民主党(SPD)との大連立政権であった。景気対策と並んでこの政権の重要な課題の

一つとなったのが、「非常事態法」の制定である。しかしながら、「非常事態法」の制定はナチ時代の「授権法」に相当すると批判され、独裁体制への逆戻りであると強い非難を受ける。議会の大多数を与党議員が占める中この法律に異を唱えたのが、「議会外反対派(APO)」と呼ばれる反体制、反権威主義の大衆運動であった。議会外反対派は、非常事態法への反対だけでなく、ナチの過去を忘却することへの反対、アメリカのヴェトナム政策に対する反対、反共産主義的思考に対する反対など、様々な反体制の主張を行った。運動を組織したのは労働組合、そして何よりも社会主義ドイツ学生同盟(SDS)の学生たちであった。学生運動に参加したこの世代は、1968年に運動が最高潮に達したので、後に「68年世代」と呼ばれるようになる。

学生運動はいつしか過激性を増してゆく。最初のきっかけは、1967年の警察官による学生射殺事件である。イラン国王の西ドイツ訪問に際し、その反対運動に参加していた学生のベンノ・オーネゾルクが極めて不可解なことに私服警官のカール=ハインツ・クラスに射殺されたのである。また1968年には、SDS の指導者的人物であったルディ・ドゥチュケが、ドイツ民族民主党(NPD)の若者に銃で撃たれ瀕死の重傷を負う事件もおきた。これら一連の攻撃に反発した一部の学生運動が過激化し、デパートや出版社へのテロ、また銀行強盗などのテロを繰り返すようになる。テロ活動の中心となったのが、アンドレアス・バーダーとウルリケ・マインホフを指導者とするバーダー・マインホフ・グルッペで、後にマルクス主義による世界革命を掲げてドイツ赤軍(RAF)を名乗ることになる左翼過激派グループである。

このことに加えて見逃せないのが、そうした左翼運動が当時の冷戦状況および中東情勢と強く連関していた点である。現在ではドイツ赤軍が旧東ドイツの秘密警察(シュタージ)から支援を受けていたことが指摘され、一連のテロ事件は東西対立の問題と同一線上にあったことが分かっている。また東西冷戦下における西側自由主義陣営と東側社会主義陣営との対立軸は、アメリカとイスラエルとの結びつきの中で、イスラエル対アラブ諸国という別の対立軸と重なり合うところがあった。それゆえ、大まかな形ではあるが、〈西ドイツ=イスラエル〉対〈東ドイツ=アラブ諸国〉という対立構造が存在していた。このように、当時の左翼運動は、東西冷戦の問題と中東情勢とが複雑に絡み合う状況の中で発生したものである。したがって、例えば、社会主義ドイツ学生同盟がナチの過去を批判しながら、一方でイスラエルを批判するという矛盾した現象が生じたのも¹⁰⁾、そうした複雑な国際情勢を背景としていたからであった。

一連のテロ事件に一般のドイツ人が共感することはもちろんなかったが、社会が左傾化してゆく中で登場したのが社会民主党出身のハイネマン大統領でありブラント首相であった。

¹⁰⁾ 石田勇治『過去の克服 ヒトラー後のドイツ』, 257頁を参照。

ブラントが東側共産圏に融和的な新東方政策を行ったために、東西間の緊張は確かに少しずつ解消されてゆく。しかし、1972年にはパレスチナ・ゲリラ組織「黒い九月」がイスラエル人宿舎を襲うという「ミュンヘン・オリンピック選手村襲撃事件」が起こってしまう。東西冷戦と中東情勢を背景としたテロ事件の難しさを、ブラント政権は突きつけられる形となった。そして、1974年にはいわゆる「ギヨーム事件」が起こる。かつて東ドイツから1956年に亡命者としてやってきたブラント首相の秘書ギヨームが、実は東ドイツから計画的に送り込まれたスパイであったことが判明する。ブラントはこの事件の責任をとって1974年5月に辞任する。そして、この「ギヨーム事件」を受けて首相に選出されたのがシュミットであった。したがって、シュミット首相による1974年の「7月20日事件」30周年追悼記年演説が、この事件直後のものであったことが改めて注目される。シュミットの演説が左右の政治イデオロギーから距離を置いた比較的、抽象度の高い演説となったことの要因の一つは、明らかに以上のような党内事情、国際情勢、テロリズムの問題があったからに他ならない。

ブラント政権もテロに悩まされたが、厄介なことにシュミット政権もさらなるテロリズムとの対決を迫られることになる。その中でも最も混迷を極めたのが通称「ドイツの秋」と呼ばれる1977年のドイツ赤軍による一連のテロ事件であった。この事件は、直接には経団連総裁ハンス・マルティン・シュライアーの誘拐事件に端を発する。ドイツ赤軍はシュライアーを人質に、収監中のドイツ赤軍メンバーの釈放を要求した。しかし、シュミット政権がこの要求に応じなかったため、ルフトハンザ航空181便のハイジャック事件が起こる。実行犯はドイツ赤軍と連携したパレスチナ解放人民戦線(PFLP)のメンバーであった。マルクス・レーニン主義を掲げるこの組織は、ソ連の諜報員や東ドイツと通じていたことが指摘される。このハイジャック事件では、実行犯以外では、機長が1人犠牲となり、シュライアーは殺害されてしまった。またその間に、獄中内のドイツ赤軍メンバーが謎の自殺を遂げた。

1979年に行われたシュミット首相の「7月20日事件」35周年追悼記念演説は、以上のような数多くの極左テロ事件を踏まえたものであった。シュミットがことさら左右を問わず過激主義を批判したのは、そうした事情による。

1950年代から70年代にかけて行われた「7月20日事件」を巡る追悼記年演説をドイツ・アイデンティティという観点から眺めたとき、その特徴はドイツ・アイデンティティの再構築を求めることから始まり、欧州アイデンティティの形成を促すものへと移行して、さらには事件の意義をより内面的に普遍化しようと試みるものへと変容したと言える。

本研究は科研費17K02398の助成を受けたものである。

Abstract

Zur deutschen Identität in den gehaltenen Reden zum Gedenken an den Widerstand des 20. Juli 1944, in den Jahren 1954 bis 1979 während des Kalten Krieges

Hiroaki Furukawa

Das Ziel dieses Aufsatzes ist es zu erörtern, wie in den Reden zum Gedenken an den Widerstand des 20. Juli 1944 die nationale Identität behandelt wird. Die 1954 gehaltene Rede von Konrad Adenauer und die 1964 gehaltene Rede von Heinrich Lübke beabsichtigen sich von der aufgezwungenen Scham zu befreien, die deutsche Ehre wiederherzustellen und die deutsche Identität wieder aufzubauen. Die 1969 gehaltene Rede von Gustav W. Heinemann hebt nicht die deutsche Identität, sondern die europäische Identität hervor. Die 1974 und 1979 gehaltenen Reden von Helmut Schmidt versuchen den Widerstand des 20. Juli 1944 innerlich zu verallgemeinern.